

受動喫煙防止対策について

現状と課題

- ▷ 国レベルの、受動喫煙対策強化を盛り込んだ健康増進法改正の取り扱いについては、厚生労働省案に、自民党たばこ議員連盟が抵抗、議論が続いていたが、国会終盤に至っても調整がつかず、今国会での法案提出は見送られるとの見通しが強くなった（6/6 マスコミ報道）
- ▷ 一方、東京都では、都議会自民党も含め、主な政党が、そろって都議選 2017 の政策（公約）に「受動喫煙防止対策」を盛り込んだ。

従って、東京 2020 大会に向け、東京都独自の「受動喫煙防止対策」が「条例」のかたちで実現することは確実であると思われる。

その際、懸念されるのは、以下の点である。

- A 何のため（誰のため）の「受動喫煙防止」かを、常に根底に置き、詳細をつめる段階で、屋内「原則禁煙」を後退させない。小規模店等に対する配慮で、規制対象から外すことにより、利害関係の対立が生まれる。“公平”に、原則禁煙とすべきである。
- B 上記「誰のための」は、次世代の子どもたちを第一に考えるべき。副流煙（二次喫煙）や、最近問題になっている残留受動喫煙（三次喫煙）による、たばこ由来の有害物質への暴露は、大人は勿論、子どもへの影響が大きい（体重が少ないこと、成長期であることから、基本的に大人より影響は大きいと言える）。生活者ネットワークは、これまで、特に、環境分野の政策提案では、「子どもへの予防原則」を第一に考えてきた。遺伝子組み換え作物や、食品添加物など、リスクは子どもへの影響を第一に考え、なおかつ、そのリスクを回避する権利を保障すべきことを訴えてきた。この、二次・三次喫煙についても、環境を選択できる（リスクを回避できる）構造をつくるのが、大人の責任である。
- C さらに、「屋内禁煙」は、“歩きたばこ”増加につながる懸念も残る。しかし、たばこを販売している以上、喫煙できる場所の保障も考えなくてはならない。現在の「喫煙コーナー」のようなスペースではなく、確実に、外部に物質が漏れないような閉鎖空間を作ることが求められる。

提案

- ▶ 以下のポイントを踏まえ、東京都としての「受動喫煙防止」対策をすすめる。
 - ・ 例外は設けず、公平に、原則「完全（全面）禁煙」
 - ・ 屋外対策も同時並行で
 - ・ 「子どもへの予防原則」に基づき、理解を広げ、私的空間についても努力義務を
- ▶ また、2020 東京大会のための一時的な対策ではなく、恒久対策（タバコの箱に有害性をもっとストレートに表記 等）も含め、喫煙者対、非喫煙者、あるいは業界団体をバックにした対立構造ではなく、工夫を出し合えるような社会（都議会）となることを期待したい。

生活者ネットワーク「受動喫煙による健康への悪影響を防止するための条例」骨子

[1] 屋内対策

- 飲食業、サービス産業なども含め、不特定又は多数の者が出入りする屋内を「公共的屋内空間」として、例外なく完全禁煙とする。
- 「労働者」が働く全ての職場を、例外なく完全禁煙とする。

[2] 屋外対策

- 「屋内完全禁煙」の結果として、路上や公園での喫煙が増加しないよう、屋外であっても、特に子どもの利用が想定される公共的な空間は、原則、全面禁煙とする。
- 喫煙できる場所の整備として、現状の「喫煙コーナー」のような区切られたスペースではなく、確実に、外部にタバコの煙が漏れないような閉鎖空間を作る。

[3] 周知・広報

- 「子どもへの予防原則」を第一に、副流煙（二次喫煙）のほか、残留受動喫煙（三次喫煙）による、たばこ由来の有害物質の、子どもへの影響について、周知、理解を広げる。
- 上記の視点に立ち、私的空間についても、受動喫煙（三次喫煙を含む）のリスクを防止する努力義務を明記する。

[4] 対策の促進

- 周知・広報を第一優先とする。
- 実態を踏まえ、見直しを行う。ただし、2020 東京大会だけのための「暫定的な対策」として、大会後に後退させるようなことはしない。

以上